

令和4年第5回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和4年5月25日(水) 鶴ヶ島市農業交流センター 研修室				
開会時刻	午前 9時51分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之		
閉会時刻	午前10時53分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之		
議長	会長 町田 弘之				
委員の出席状況					
農業委員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏名	出欠席	氏名	出欠席	
1	滝島 光雄	出席	高沢 健二	出席	
2	岡野 とし子	出席	小川 清志	出席	
3	比留間 正道	出席	福島 義博	出席	
4	内野 正子	出席			
5	町田 弘之	出席	岸田 清正	欠席	
6	須藤 良春	欠席			
7	川鍋 昭人	出席			
8	小川 佐智恵	出席			
9	長谷川 正博	出席			
総会に出席を求めた者			事務局の出席状況		
			氏名	出欠席	
			玉木 亨	出席	
			高橋 浩	出席	
			戸田 勝利	出席	
			岩波 圭介	出席	
議事の日程					
日程第1	議事録署名委員の指名について				
日程第2	議案第11号 農地利用最適化推進委員の選任について				
日程第3	議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申について				
日程第4	報告第5号 報告事項について				
日程第5	その他				
議事(担当)		内 容			
開会	議長	<p>農業委員9名中8名が出席し、法に定める定足数に達しており本総会は成立します。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員4名中3名が出席しております。</p> <p>これより令和4年第5回農業委員会総会を開会します。</p>			
日程第1	議長	<p>議事録署名委員の指名について</p> <p>議席番号9番 長谷川正博 委員</p> <p>議席番号1番 滝島 光雄 委員</p> <p style="text-align: right;">を指名します。</p>			
日程第2	議長	<p>議案第11号</p> <p>農地利用最適化推進委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>本案について、事務局より説明をお願いします。</p>			

	<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>候補者の概要について説明します。 年齢は62歳で、職業は農業です。主に玉ねぎや里芋などの露地野菜を栽培しており、出荷はしていないとのこと。経歴は、JAいるま野の藤金支部副支部長、藤金1区の自治会長などを歴任しています。</p> <p>出席委員からの質疑、意見を求めます。 質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>特にないので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、候補者を農地利用最適化推進委員として、選任することに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p> <p>起立全員のため、候補者を農地利用最適化推進委員として選任することに決定しました。</p>
<p>日程第3</p>	<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>農業委員</p>	<p>議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申についてを議題といたします。 事務局より、説明をお願いします。</p> <p>議案書をもとに、説明します。 申請地は、第二はちの巣保育園の南西約390mに位置する第1種農地と第3種農地で、3筆のうちの2筆につきましては農業振興地域の農用地指定がされていましたが、令和4年4月28日に除外されています。 申出人は、主にニンニクを栽培し、加工販売していた会社に勤務していましたが、会社の解散に伴い同社に勤務していた従業員を中心に新たな農業法人を設立しました。令和3年12月20日には、農業経営改善計画が鶴ヶ島市に認定され、認定農業者となりました。 新たな法人については、採算性の高い黒ニンニクに特化して事業継続することとし、耕作地も解散した会社が借用していた畑を今までどおり利用できることとなりました。 また、新たにキノコ栽培にも参入し、新品種である松茸と椎茸を掛け合わせた菌を購入し、菌床栽培、生産加工のうえ出荷販売する計画となっています。 施設としては、ニンニク乾燥室、保管室、キノコの菌床室、保管室などが必要となりますが、今まで使用していたニンニク乾燥室と保管室は、解散した会社の敷地内であったため、利用することができなくなりました。そこで一連の施設の建設用地を探したそうですが、なかなか適地が見つからなかったため、共同経営者の畑を借用して事業に必要な施設を建設することとなったとのこと。です。</p> <p>次に担当する農業委員から説明をお願いします。</p> <p>譲受人に、確認した内容を報告します。 申請内容に間違いがないことを確認しました。 農機具は、解散した会社から格安で譲り受け、保管場所もあるとのこと。です。</p>

販売経路も確保しており、頑張りたいとのことでした。

議長

次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員

譲渡人に確認した内容を報告します。
新品種のきのこについては、既に譲渡人が経営する会社での販売実績があり、生産地を市内でつくりたいという思いがあるとのことでした。
後継者については、現在、農業法人として人材を募集しており、今後は生産規模の拡大も考えているとのことでした。
なお、所有農地は本申請地のみとのことでした。

議長

出席委員からの質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

委員

今現在、何人の方が働いていますか。

事務局

営農計画書によりますと、会社の構成員は2名となっています。パート従業員の雇用と、農繁期にはシルバー人材センターからの派遣で対応する計画となっています。

議長

以上で質疑を終了し、採決を行います。
本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立全員)

議長

起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。
次に2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書をもとに、説明します。
申請地は、杉下小学校の南西約350メートルに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地指定がされていましたが、令和4年4月28日に除外されています。
申出人は、昭和45年7月の自動車解体業設立以来、自動車ディーラーから廃車依頼された車の解体を行っています。平成11年3月に自動車リサイクル法が成立してからは、解体業と破砕業に重きをおき、今日まで順調に事業を行ってきました。
後継者不足により廃業してしまう同業者が増えていることもあり、申出人への廃車処理委託は増加し、1か月平均の処理台数は、330台ほどとなっています。
増加する業務に対応するため、現在、廃車置場として2か所の土地を借りていますが、今後も受注する廃車台数の増加が見込まれることから、申出人の廃車処理作業場に隣接する申請地を、廃車置場、保有車両と従業員の駐車場用地として利用するため、今回の申し出に至ったとのことでした。
なお、現在借りている土地のうち1か所は、市道が中央にあり利用しづらいこと、また、もう一つの土地は作業所から離れており、管理が難しいことや搬出入に手間がかかることから、申請地が利用できることになれば、返却を計画しているとのことでした。

	議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
	農業委員	譲受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
	議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
	事務局	譲渡人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。
	議長	出席委員からの質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
	委員	解体作業により騒音が生じませんか。
	事務局	作業に伴い工事音は発生しますが、地域との関係は良好と伺っています。
	議長	以上で質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。 (起立全員)
	議長	起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。
日程第4	議長	報告第5号 報告事項についてを議題といたします。 事務局より、説明（報告）をお願いします。
	事務局	議案書をもとに、説明（報告）します。 ・農地法第2章第1節の許可及び不許可の状況 令和4年第4回総会における審議案件 2 件 ・農地法第4条の転用届出専決処分 4 件 ・農地法第5条の転用届出専決処分 4 件 ・農地法施行規則第29条第1号に基づく届出 なし ・農地改良等に係る届出 なし ・諸証明の発行 1 件
	議長	出席委員からの質疑、意見等を求めます。 (質疑・意見なし)
	議長	特にないので質疑を終了し、採決を行います。「承認」することに賛成する委員の起立を求めます。

		(起立全員) 議長 起立全員のため、「承認」することに決定しました。
日程第5	議長	その他について、事務局より説明をお願いします。
	事務局	(ア) 「農業委員会の適正な事務実施について」に基づく令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明 (イ) 「農業委員会による最適化活動の推進等について(農林水産省経営局長通知)」に基づく令和4年度最適化活動の目標の設定等について説明
	議長	出席委員からの質疑、意見等を求めます。
	委員	令和3年度の点検・評価のうち、違反転用の筆数と件数はどうなっていますか。
	事務局	手元に資料がないので、後日改めて説明させていただきたいと思います。
	議長	ほかに質疑、意見等がありますか。
	委員	遊休農地の解消に向け、どのように対応しましたか。
	事務局	遊休農地所有者に対し、通知文を郵送しました。その結果、新たに遊休農地となった土地の所有者を中心に遊休農地の解消に努めていただき、令和3年度の解消実績は2.7haとなっています。
	議長	以上で質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「承認」することに賛成する委員の起立を求めます。
		(起立全員) 議長 起立全員のため、「承認」することに決定しました。 その他、説明事項等がありますか。
		事務局 特にありません。
議事録の署名	議長	それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。
	事務局	本日の総会議事録を読み上げ報告を行い、議事録の署名を求める。 議長及び議事録署名委員(2名)の3名が署名する。
閉会	議長	以上をもって、令和4年第5回農業委員会総会を閉会します。